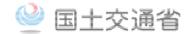
# 建設産業の現状と最近の取組みについて

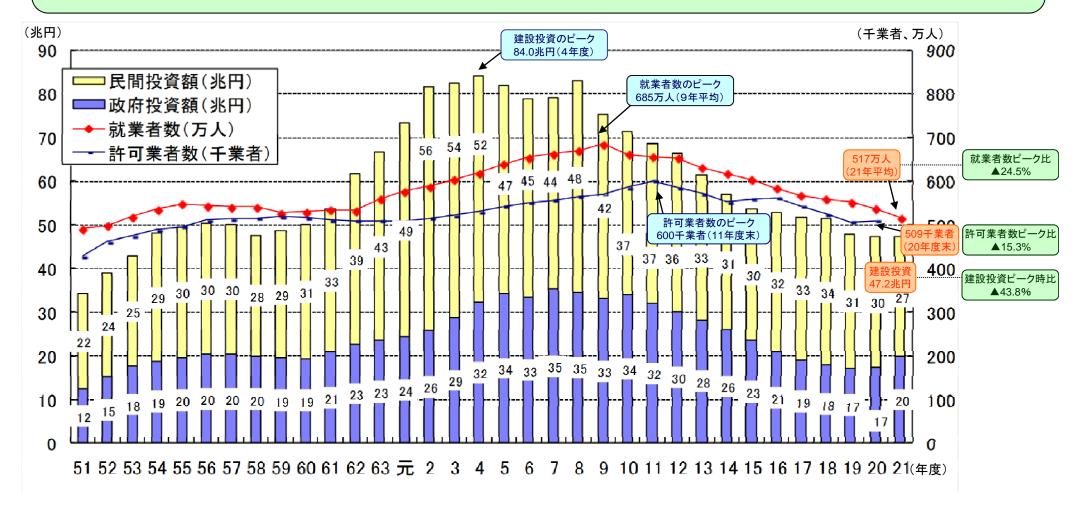
平成22年4月22日



## 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移



- 建設投資額(平成21年度見通し)は約47兆円で、ピーク時(4年度)から約44%減。
- 建設業者数(20年度末)は約51万業者で、ピーク時(11年度末)から約15%減。
- 〇 建設業就業者数(21年平均)は517万人で、ピーク時(9年平均)から約25%減。 ※22年2月は509万人(前年同月比10万人減)。



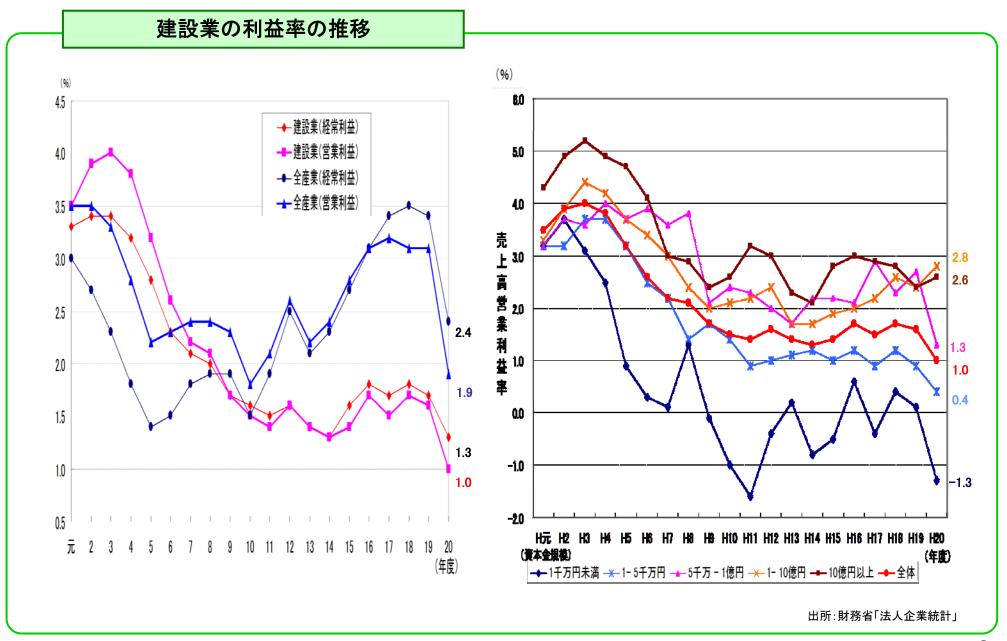
出所:国土交通省「建設投資見通し」・「許可業者数調べ」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成18年度まで実績、19年度・20年度は見込み、21年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

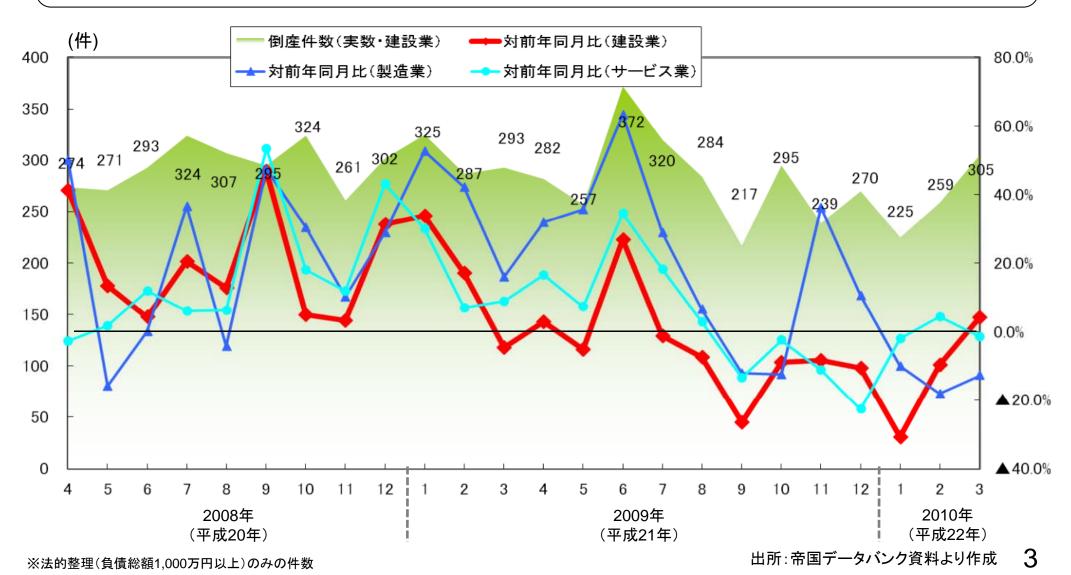
注3 就業者数は年平均

## 建設業をめぐる厳しい環境



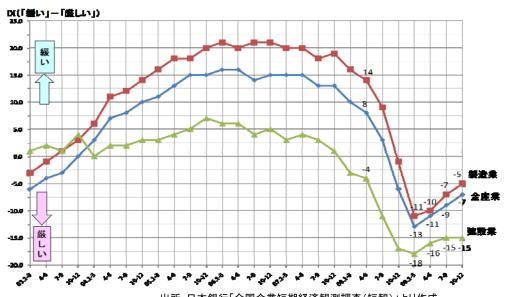
## 建設業の倒産件数の推移

- 〇 建設業の倒産件数は依然として高い水準であるが、2010年3月の倒産件数は305件で、対前年同月比 4.1%増加、対前月比17.8%増加。
- 2008年は3,446件、2009年は3,441件の倒産が発生。



## 建設業の厳しい資金繰り

## 1. 企業から見た金融機関の融資態度



出所:日本銀行「全国企業短期経済観測調査(短観)」より作成

#### 3. 企業からの融資態度に係るアンケート(※)

※近年1年間において銀行から融資を受けた企業に限る

	全体	建設業	製造業
全体計	100.0%	100.0%	100.0%
〇(厳しい融資態度)計	35.5%	36.8%	29.4%
〇借入申込を拒絶または申込額を減額された	12.5%	13.0%	8.8%
〇借入条件は厳しくなったが申込額どおり借りられた	23.0%	23.8%	20.6%
◇(緩やかな融資態度)計	64.5%	63.2%	70.6%
◇借入条件の変更なしで申込額どおり借りられた	48.9%	50.2%	51.7%
◇借入条件は緩和され申込額どおり借りられた	7.6%	5.9%	8.3%
◇増額セールスを受けた	8.1%	7.2%	10.6%

出所: 平成20年中小企業実態基本調査報告書より作成

#### 2. 企業の資金繰り判断



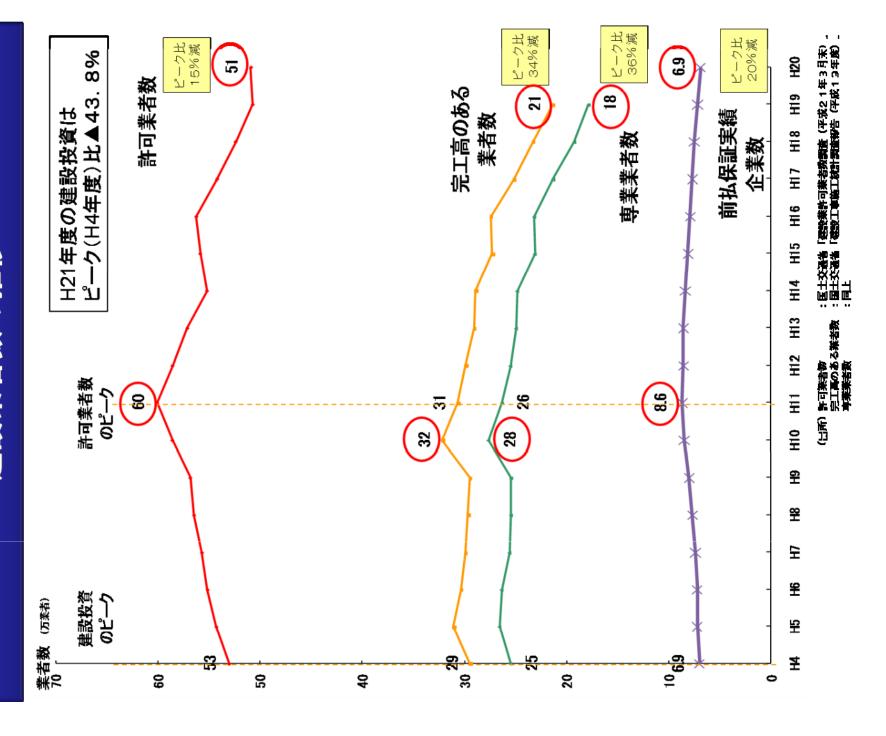
#### 4. 返済猶予法(※)施行後の、返済猶予申請の対応状況

※中小企業金融円滑化法(平成22年12月施行)

	条件変更に応 じてもらった	現在審査中	要請を取り下げられた	分から ない	計
全体	75.9	20.3	1.7	2.1	100.0
建設	58.6	34.5	3.4	3.4	100.0
製造	84.9	15.1	0,0	0,0	100.0

出所:帝国データバンク景気動向調査より作成

# 建設業者数の推移



## 建設産業行政の最近の主な取組み(1)

## 平成20、21年度における取組

## 〇入札契約制度の改善

## 1. 国における入札契約改革

- ・低入札価格調査基準価格の見直し(国土交通省直轄工事、中央公契連モデル)
- 防災協定を締結している場合の経営事項審査における加点
- 競争参加資格審査において都道府県実績を評価
- ・適切な発注ロット・地域要件の設定
- ・総合評価方式における手続き簡素化や地域精通度・貢献度の加点
- ・中小建設業者の受注機会確保への努力(官公需法に基づく方針(平成21年6月12日閣議決定))
- ・工事の早期発注

## 2. 地方公共団体等へのダンピング対策等の徹底

- ・低入札価格調査基準価格、最低制限価格の引き上げ
- 総合評価方式の拡充のための支援
- ・ 予定価格等の事前公表の取りやめの促進
- ・歩切りの撤廃の徹底
- ・地域要件等の適切な入札参加条件の設定
- 前払金及び中間前払金の適切な運用
- 完成検査、支払い手続等の迅速化
- ・中小企業の受注確保への配慮

## 3. 公共工事設計労務単価の適切な設定

- ・相当程度の技能のチェックの徹底
- ・年金等受給のために日当たり賃金の調整を行っている 標本の棄却
- 労働基準関係法令の周知、徹底

# 4. 建設資材価格の急激な変動に対応した単品スライド条項の適用

・建設資材価格の急激な価格変動に対し、鋼材類、燃料油類を中心に単品スライド条項の適用を実施(平成20年度)

## 建設産業行政の最近の主な取組み②

## ○契約・取引の適正化

# 1.「建設業法令遵守推進本部」による立入検査、法令違反通報の対応(駆け込みホットライン)

- ・各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」に設置された駆け込みホットラインで法令違反情報の通報を受付
- ・法令違法の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応

## 2.「建設業法令遵守ガイドライン」の策定・改訂

- ・元下関係について法令違反行為に該当する一定の行為(事例)を明確化(平成19年6月29日策定)
- ・工期に係る内容を追加(平成20年9月18日改訂)

## 3.「建設業取引適正化センター」の設置

・弁護士や土木・建築の学識経験者等が、請負契約や下請代金の支払等に関するトラブルについて、紛争解決やトラブル防止に向けたアドバイスを実施(平成21年7月29日より設置)

# 4.「中小建設企業のための内部統制向上ガイドライン」の策定

・適正な業務運営を行うための仕組みを作り運用していく「内部統制」 への取組みを支援し、これまで以上に社会の要請や期待に応えた経 営を実現(平成21年5月11日公表)

## 5. 賃金支払いの実態調査の実施

・下請取引等実態調査に、元下間の取引の契約時における労務単価、 労働者への賃金の支払額に関する調査項目を追加(平成21年度調 査より)

## ○人材確保・育成、処遇の改善

# 1. 主任技術者又は管理技術者の専任を要しない期間の明確化

·各都道府県、公共工事発注担当部局、建設業者団体へ通知を発出 (平成21年6月30日)

## 2. 地域の建設業界と工業高校等が連携した将来の人材の 確保・育成モデル事業の実施

・地域の建設業界と工業高校等が連携(協働)し、建設技術者・技能者による生徒への実践的指導などを通じた、将来の建設産業を支える優秀な人材を確保・育成

## 3. 建設技能確保・育成モデル事業の実施

・建設技能の継承等に資する先導的な取組を支援

#### 4. 登録基幹技能者の活用促進

- ・登録基幹技能者の経営審査事項での加点評価の開始(平成20年4月1日以降適用)
- ・一部の直轄工事で施工品質の確保を図るため基幹技能者の配置と 役割を評価する総合評価落札方式(施行工事)を実施。地方公共団体 等に対しても活用要請

7

## 建設産業行政の最近の主な取組み③

## 〇資金繰り円滑化

## 1. 地域建設業経営強化融資制度の実施

・建設企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権 について未完成部分を含め流動化を促進する等により、建設企業 の金融の円滑化を推進(平成20年11月4日より開始)

<平成20年11月~平成22年3月末実績>

件数:3,937件

融資額:約1,002億円

## 2. ゼロ国債金融保証制度の実施

・平成21年度補正予算におけるゼロ国債工事等について、その 早期着工に要する資金を受注企業が調達するに際して、前払金 の保証を行う予定の保証事業会社が、100%の金融保証(平成 22年2月10日より開始)

## 3. 下請資金繰り支援事業の実施

・下請建設企業等が元請企業に対して有する工事請負代金債権 や受取手形の支払を、ファクタリング会社が保証することで、下請 企業等の債権保全を促進(平成22年3月1日より開始)

<平成22年3月の実績>

保証債権数:84

保証総額:約3億4,800万円 利用した下請建設企業等の数:28

## 〇経営力の強化

## 1. 建設業と地域の元気回復助成事業の実施

- ・地域の建設業団体が、保有する人材、機材、ノウハウ等を活用し、農業、林業、観光等の異業種団体や地方公共団体と連携することで、建設業の活力の回復、雇用の維持・拡大や地域の活性化に資する取組を助成
- ・第1次募集において104件を選定(上限2,500万円)
- 第2次募集において53件を選定(上限2,000万円)

# 2. ワンストップサービスセンター事業による経営相談の実施

・各都道府県等に設置する「建設業総合相談受付窓口」において 経営相談を受け付けるとともに、必要に応じて、中小企業診断士 等の経営支援アドバイザーを派遣(平成21年6月26日受付開 始)

## 3. 建設業緊急経営相談事業の実施

・「建設業緊急相談窓口」を設置し、経営改善計画の策定、連鎖 倒産の回避、転業・事業多角化、廃業・法的整理など特に必要と 認められる案件については、弁護士、公認会計士等の専門家を 派遣(平成21年7月1日受付開始)

## 国土交通省直轄工事における入札契約制度の改善

立代10万亩

亚出10万亩

亚出17万亩

対象 集 日 WTO対象工事 6.6億円以上 原則6千万円以上 二れ未満にも積極的に拡大   般競 競機 競機 分 219件 167件 1,101件 7,507件 9,929件 10,224件 ※(件数割合)約93% (金額割合)約95%			半成15年度	半成10年度	半成1/年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	半成21年度	
		対象範囲			3億円以上	2億円以上	1億円以上			
	般競争	実施件数	219件	167件	1,101件	7,507件	9,929件	※(件数		

総合	対 象 範 囲			5割超(金額ベース) まで拡大		約9割(金額ベース) において実施	総合評価方式を原則実施
合評価	実施件数	445件	306件	1,636件	8,193件	10,274件	10,317件 ※(件数割合)約98% (金額割合)約99%

ダンピング対策

低入札価格調査基準価格 昭和62年モデル

亚出15万亩

ᅲᆂ

【計算式】 直接工事費の額 共通仮設費の額

現場管理費×0.20 合計額×1.05

緊急公共工事品質確保対策 (平成18年12月)

> ·施工体制確認型総合 評価方式の試行

・極端な低入札について 特別重点調査の実施

基準価格の引上げ 基準価格の再引上げ

立代20万年

【計算式】

直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90 現場管理費×0.60 一般管理費等×0.30 合計額×1.05

【見直し後の計算式】

立代01万亩

直接工事費×0.95 共通仮設費×0.90

現場管理費×0.70

一般管理費等×0.30 合計額×1.05

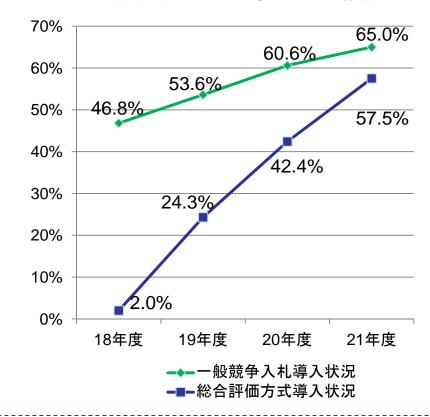
※一般競争における件数及び金額の割合は全契約に占める割合であり、総合評価における件数及び金額の割合は、全競争入札に占める割合である。

## 地方公共団体における入札契約制度の改善

## 一般競争入札及び総合評価方式の導入状況 (H21.9.1現在)

〇都道府県·指定都市においては、全ての団体において一般競争入札及び総合評価落札方式を導入済み。

## 市区町村における一般競争入札及び総合評価落札方式の導入状況の推移



## 最低制限価格等の見直し状況(H22.2.17現在)

#### (最低制限価格)

- ・21年4月公契連モデルより高い水準に設定:11道県、2政令市
- ・21年4月公契連モデルを準用又は同水準:16県、10政令市

#### (低入札価格調査基準価格)

- ・21年4月公契連モデルより高い水準に設定:9道県、2政令市
- ・21年4月公契連モデル準用又は同水準: 26県、9政令市
  - ※都道府県の36団体、政令市の12団体において、

いずれかの見直しを実施

## 予定価格の事後公表への移行状況 (H22.2.17現在)

○都道府県における予定価格の事後公表への移行状況

平成20年9月1日 ⇒ 平成22年2月17日

事後公表のみ 8団体 10団体 (+2) 事前と事後の併用 7団体 18団体 (+11)

※試行を含む。

事前公表のみ 32団体 19団体(△13)